

# 富山地域 合併協議会だより



富山地域における「桜」の名所

## 目次

協議結果	2～7ページ
事務局通信	8ページ

## 合併協議が大詰めを迎えています

富山地域合併協議会設立から1年。事務事業の一元化作業や合併に必要な協議を鋭意進めてきた結果、4月の協議会に特別職、一般職、議会の議員の身分の取り扱い等が提案されるなど、合併協議は、いよいよ大詰めを迎えています。

# 新市(富山市)の事務所の位置は、 現富山市役所に

## 介護保険料の算定方法は、合併時に富山市の例に統合

合併基本4項目の一つ、新市の事務所の位置を現富山市役所に置くことや、住民の皆さんの関心が高い「介護保険事業」について、その保険料の算定方法などを富山市の例により統合することが第13回合併協議会で承認されました。また、今回の協議会で、「財産(債務を含む)及び公の施設の取扱い」が提起されたこと等により、事務事業一元化に関する進捗状況は、約95%に達しています。

### 第12回協議会

3月22日、とやま自遊館で開催

出席委員＝48人

傍聴＝報道関係 11社(15人) 一般(8人)

#### 議案(正式協議)

- 協定項目14「使用料・手数料等の取扱い(その2)」について
- 7項目について、次のとおり、調整方針が承認されました
- 行政財産及び普通財産**
- 行政財産の目的外使用料 合併時に富山市の例により統合する。
- 普通財産の貸付料 行政財産と同じ算出方法とする。ただし、既存分については現行のとおりに新市に引き継ぎ、5年を目途に統一する。
- 火葬場使用料等 合併時に再編する。
- 市民料金＝12歳以上一万円、12歳未満八千円、死胎六千円、身体の一部六千円。ただし、市民

は無料に減免する。

- 市外料金＝12歳以上三万五千円、12歳未満二万一千円、死胎一万四千円、身体の一部一万四千円。ただし、立山町は、市民料金の5割増に減免する。
- 胞衣産汚物焼却炉使用料は、富山市の例により統合する。
- 富山市斎場の式場・会館使用料は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- 墓地使用料等 現行のとおりに新市に引き継ぐ。
- 幼稚園保育料 現行のとおりに新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定する。
- 道路占用料 合併時に富山市の例により統合する。
- 河川占用料(使用料) 合併時に富山市の例により統合する。
- 公園占用料(使用料) 合併時に富山市の例により統合する。

\* 現況比較表は、3ページをご覧ください。

- 協定項目21・3「福祉保健関係事業の取扱い(その1)」について
- 6計画策定について、次のとおり、調整方針が承認されました。

- 地域福祉計画、障害者福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、健康増進計画、児童育成計画・次世代育成支援行動計画 現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後、新市において新たな計画を策定する。
- 協定項目21・8「都市整備関係事業の取扱い(その3)」について
- 次のとおり、調整方針が承認されました。
- 定住促進支援事業 現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

- 協定項目21・10「教育関係事業の取扱い(その1)」について
- 12項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

- 通学区域事務 現行のとおりに新市に引き継ぐ。



都市整備関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事務事業名	定住促進支援事業
現況	<b>富山市</b> <b>ヤングファミリー住宅取得資金利子補給</b> 対象 ・住宅金融公庫、年金資金運用基金、雇用・能力開発機構の融資を受ける、年齢合計が70歳以下の夫婦 ・床面積が70㎡以上175㎡以下 補助金額 年6万円(上限) 補助期間 5年以内 <b>都心居住推進</b> 都心地区(436ha)において優良賃貸住宅を建築する場合に補助
	<b>大沢野町</b> 該当なし
	<b>大山町</b> <b>新婚家庭住宅建築資金利子補給</b> 対象 ・いずれかが40歳未満の夫婦(婚姻後5年以内、3年以内に婚姻予定) ・床面積が70㎡以上175㎡以下 助成金額 年6万円(上限) 助成期間 5年(最長)
	<b>八尾町</b> <b>持ち家取得奨励事業</b> 対象 床面積が75㎡以上 補助金額 ・用途地域内は、50万円 ・用途地域外で宅地購入し、3年以内に住宅を建築した場合は50万円 ・上記以外は40万円 <b>地域木造住宅供給推進事業</b> 対象 ウッドタウン内の公共施設 補助金額 補助率2/3以下(1,000万円以内)
	<b>婦中町</b> 該当なし
	<b>山田村</b> <b>定住促進支援金</b> 対象 ・村内に1年以上住所を有する、20歳以上40歳以下の者(転入・分家者のみ) ・床面積が70㎡以上 支援金額 1棟50万円
	<b>細入村</b> 該当なし

使用料・手数料(その2)における7市町村現況比較資料：抜粋

種別	火葬場使用料等	墓地使用料等	幼稚園保育料
現況	<b>富山市</b> 13歳以上10,000円、12歳以下8,000円、死産6,000円、産汚物類3,000円 富山市民は無料 大山町民は市民料金 市外は5割増(その他) 立山町火葬協力金1体500円 式場使用料 1回5,000円 会館(1回) 1階ホール(待合室)無料 2階12.6㎡ 1,500円、13.44㎡ 1,500円、44.8㎡ 2,500円 3階31.5㎡ 2,000円、65.28㎡ 3,000円	市営墓地 ・墓地使用料 1㎡ = 63,400円 新長岡墓地 3.96㎡ = 250千円、6㎡ = 380千円 ・墓地管理料 なし	保育料月額8,000円
	<b>大沢野町</b> 13歳以上10,000円、1歳以上13歳未満6,000円、1歳未満4,000円、産汚物類4,200円 住民以外は5割増 生活扶助世帯は5割減免	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡ = 180千円 ・墓地管理料 年額1,260円(3箇年分一括前納)	保育料月額8,000円
	<b>大山町</b> 富山市斎場を使用	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡ = 175千円 6.5㎡ = 254千円(昭和60年分) 6.5㎡ = 264千円(平成7年分) 10㎡ = 430千円 ・墓地管理料 年額2,100円(5箇年分一括前納)	保育料月額8,000円
	<b>八尾町</b> 婦負斎場を使用(婦負斎場組合) 12歳以上10,000円、12歳未満6,000円、死産4,000円、身体の一部4,000円、産汚物類4,000円 住民以外は10割増 生活扶助世帯は減免	婦負斎場組合墓地 ・墓地使用料 第1種(4㎡) 220千円、第2種(5㎡) 280千円、第3種(6㎡) 340千円 ・永代管理料 第1種(4㎡) 21,000円、第2種(5㎡) 26,250円、第3種(6㎡) 31,500円	保育料月額8,000円
	<b>婦中町</b> 婦負斎場を使用(婦負斎場組合)	町営墓地及び婦負斎場組合墓地 ・町営墓地使用料 1㎡ = 60千円 ・町営墓地管理料 年額3,000円	保育料月額9,000円
	<b>山田村</b> 婦負斎場を使用(婦負斎場組合)	婦負斎場組合墓地	幼稚園なし
	<b>細入村</b> 大沢野町斎場を使用	村営墓地なし	幼稚園なし

- ・**就学指定校変更許可要件** 合併後、緩和の方向で統一する。
- ・**区域外就学許可要件(他市町村間)** 合併時まで統一する。
- ・**学校再編** 合併後、新市において各事例ごとに検討する。

【委員から出された意見等】

「学校再編」について、新市においても保護者の意見が尊重されるような体制づくりを求める意見がありました。

- ・**スクールバス運営** 現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・**遠距離通学補助** 現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ・**私立高等学校・幼稚園補助(教育振興事業、施設整備事業)** 合併時に、富山市の例により統合する。
- ・**公・私立幼稚園就園奨励費** 合併時に、富山市八尾町、婦中町の例により統合する。

学校給食運営方法(運営形態、生鮮食品の購入)

学校給食用物資の購入については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、合意が得られた地域から順次財団法人富山市学校給食会委託へ移行する。

学校給食調理場の運営 現行のとおり新市に引き継ぐ。

学校給食費(集金方法、月額給食費、年額給食費) 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、統一する。

【委員から出された意見等】

「学校給食」について、給食用物資の購入は、現納業者の営業継続、また、地産地消という農業施策との関連等から、できる限り現体制を維持してほしい旨の要望が出されました。

教育関係事業(その1)における7市町村現況比較資料:抜粋

事務事業名	学校再編	スクールバス運営	遠距離通学補助	学校給食運営方法 運営形態 生鮮食品の購入	学校給食調理場の運営	学校給食費	
						集金方法	給食費(月額) 給食費(年額)
現況	富山市	該当なし	・西番地区から太田小学校へ通う定期代の6割補助 ・池多小学校区から呉羽中学校へ通う通学費の2割補助	財団法人富山市学校給食会に委託 財団法人富山市学校給食会による一括共同購入(物資購入委員会決定)	・単独校調理場 小学校49校、中学校4校 ・給食センター(2カ所) 中学校14校 単独校は自校及び委託炊飯併用、共同調理場は委託炊飯	10ヵ月集金 小学校低学年4,400円、中学年4,650円、高学年5,000円、中学校5,650円、幼稚園3,900円 小学校低学年44,000円、中学年46,500円、高学年50,000円、中学校56,500円、幼稚園39,000円	
	大沢野町	検討中。 小学校数4校 中学校数1校	該当なし	直営 大沢野町学校給食納入組合より購入	・単独校調理場 小学校4校、中学校1校 委託炊飯校 小学校2校、中学校1校 自校炊飯校 小学校2校	11ヵ月集金 小学校4,700円、中学校5,300円、幼稚園3,800円 小学校2校、中学校1校 58,300円、幼稚園41,800円	
	大山町	該当なし。 小学校数4校 中学校数1校	スクールバス有り(コミュニティバスにも利用)	下番新町から上滝中学校への冬期間の通学定期代全額補助	直営 大山町商業協同組合より購入	・単独校調理場 小学校4校、中学校1校 委託炊飯校 小学校2校、中学校1校 自校炊飯校 小学校2校	11ヵ月集金 小学校4,300円、中学校4,700円、幼稚園3,400円 小学校47,300円、中学校51,700円、幼稚園37,400円
	八尾町	平成15年4月から、小学校8校を4校に統合。休校措置の4校の跡地問題あり。 小学校数4校 中学校数2校	コミュニティバスを利用	該当なし	直営 八尾町内業者より購入	・単独校調理場 小学校4校、中学校2校 委託炊飯校 小学校3校、中学校2校 自校炊飯校 小学校1校	11ヵ月集金 小学校4,800円、中学校5,400円、幼稚園2,600円 小学校52,800円、中学校59,400円、幼稚園28,600円
	婦中町	中学校2校を統合。 小学校数7校 中学校数2校	単独のスクールバス(音川小学校区~城山中学校...平成16年4月からの予定)	該当なし	直営 各学校指定業者より購入	・単独校調理場 小学校7校、中学校3校 委託炊飯校 小学校7校、中学校3校	11ヵ月集金 小学校4,700円、中学校5,300円、幼稚園3,900円 小学校51,700円、中学校58,300円、幼稚園42,900円
	山田村	該当なし。 小学校数1校 中学校数1校	コミュニティバスを利用	該当なし	直営 各学校指定業者より購入	・単独校調理場 小学校1校、中学校1校	11ヵ月集金 小学校4,600円、中学校5,700円 小学校50,600円、中学校62,700円
	細入村	平成15年4月から2校を1校に統合。 小学校数1校 中学校数1校	単独のスクールバス	公共交通で通学する中学生徒の定期代補助。 旧猪谷小学校区 定期代の100%、旧榆原小学校区 定期代の65%	直営 各学校指定業者より購入	・単独校調理場 小学校1校、中学校1校	11ヵ月集金 小学校4,700円、中学校5,200円 小学校51,700円、中学校57,200円

富山地域合併協議会平成16年度事業計画及びスケジュール

上半期の予定：4月～9月

- 新市建設計画の策定：総務大臣及び県知事へ送付 } 5月～6月
- 事務事業一元化調整方針案の承認
- 合併に関する協定書の調印 } 8月
- 各市町村議会における合併関連議案の議決 } 9月
- 合併申請書を県へ提出
- 合併関連情報の提供：協議会だより、新市の市章デザイン等の募集、各種パンフレットの作成・配布など



下半期の予定：10月～17年3月

- 合併（廃置分合）に関する県議会の議決 } 12月
- 県知事が合併（廃置分合）を定め、総務大臣へ届け出
- 総務大臣が告示し、関係機関に通知 } 17年1月・2月
- 新市誕生に関する情報提供：新市発足による変更内容等の周知、新聞広告の掲載など

平成16年度富山地域合併協議会歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

区分	説明	金額
1 負担金	構成市町村負担金（均等割・人口割分）	49,500
3 諸収入	預金利息等	1
4 繰越金	前年度繰越金	10,500
歳入合計		60,001

歳出

(単位:千円)

区分	説明	金額
1 運営費	協議会委員等報酬 協議会会議録作成等業務委託料 協議会会場借上料など	7,971
	事務局消耗品費 事務所維持管理委託料 事務機器等のリース料など	20,809
2 事業費	協議会だより等の印刷製本費 HP作成等の委託料 条例・例規関係調査業務委託料など	31,220
3 予備費		1
歳出合計		60,001

公立幼稚園の受入れ年齢、通園区域  
 ・就園年齢 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 ・通園区域 新市全域とする。  
 公立幼稚園の統廃合 合併後、新市において各事例ごとに検討する。  
**図書館施設の所在地及び運営状況**  
 ・所在地等 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 ・コンピュータシステムの設置状況 合併後に、山田村、細入村の図書館にコンピュータシステムを整備するとともに、図書館のネットワークシステムを構築する。  
 ●平成16年度富山地域合併協議会事業計画について  
 事業目標及び事業内容について、次のとおり、

承認されました。  
 ・事業目標 合併特例法の適用期限までの合併を目的に構成市町村での協議・調整に努める。また、新市への移行が円滑に行われるよう準備作業に努める。  
 ・事業内容  
 (1) 会議の開催 協議会、幹事会、専門部会等を適宜開催する。  
 (2) 行政制度(事務事業)の協議・調整 構成市町村における行政制度(事務事業)の協議及び調整を行う。  
 (3) 合併情報の提供 「協議会だより」、各種パンフレット、新市誕生広告等を通じて、住民の

皆さんへの積極的な情報提供を行う。  
 (4) その他 合併協定書の調印式の実施。また、国や県との調整のほか、必要な事業を適宜実施する。  
 ●平成16年度富山地域合併協議会歳入歳出予算について  
 平成16年度富山地域合併協議会歳入歳出予算が原案どおり承認されました。  
**報告**  
 ●事務事業一元化の調整結果について  
 平成16年3月末現在の進捗状況として、約92%の事務事業について協議済みである旨報告されました。

## 第13回協議会

4月27日、とやま自遊館ホールで開催

出席委員 43人

傍聴 報道関係10社(15人) 一般(26人)

議案(正式協議)

●協定項目4「新市の事務所の位置」について

「新市の事務所の位置は、富山市新桜町7番38号(現富山市役所)とする。」という調整方針が原案どおり承認されました。

【新市の名称等検討委員会からの報告】

合併協議会から付託を受け、「新市の事務所の位置」に関し協議していた同検討委員会より次のとおり報告がありました。

住民の利便性、交通の事情、他の官公署との関係、既存庁舎の収容能力等を考慮し、決定したこと。関連事項として会長より新たに付託を受けた組織・機構について、「行財政改革や効率性の観点などから、既存の市町村庁舎に本庁及び住民生活に密着した事務等を担う総合行政センター(仮称)を置く本庁方式が望ましい」としたこと。

「組織・機構」の検討に際し、専門的な事柄も多いことから、アドバイザーの意見等を参考としながら、検討していくこととし



八嶋委員長を中心に、検討委員会では「住民の視点」を重視した議論が行われています

たこと。

\*第3回新市の名称等検討委員会における会議内容は、8ページをご覧ください。

【参考】新市の事務所の位置について、

地方自治法昭和22年法律第67号)に次のとおり定められています。

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

●協定項目13「一部事務組合等の取扱い」について  
3項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

一部事務組合

- 1) 細入村大沢野町学校組合、婦負斎場組合、富山・大山国民宿舎事務組合、富山広域農業共済事務組合、富山広域農業共済事務組合、富山県中部衛生センター組合、合併時までの統合を検討する。
- 2) 富山地区広域圏事務組合、三郷利

### 一部事務組合に関する現況資料：抜粋

一部事務組合は、地方公共団体の事務の一部を共同処理するために設けられる組合のことで、市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されています。新設合併の場合、同組合を構成する市町村の法人格が消滅することから、当該組合等の脱退、加入などについて、協議しておく必要があります。

区分	一部事務組合					
名称	細入村大沢野町学校組合	富山県中央衛生処理組合	婦負斎場組合	富山・大山国民宿舎事務組合	富山広域農業共済事務組合	上婦負介護保険事務組合
設立年月日	昭和42年4月1日	昭和39年4月14日	昭和51年12月3日	昭和51年10月6日	平成2年3月31日	平成11年2月7日
構成市町村	細入村、大沢野町	富山市、大沢野町、大山町、八尾町、細入村	婦中町、八尾町、山田村	大山町、富山市	大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村、富山市	大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村
事務所の位置	細入村楡原1088番地(細入村役場内)	大沢野町万願寺439番地	婦中町速星754番地(婦中町役場内)	大山町上滝525番地(大山町役場内)	富山市安養寺342番地	婦中町速星749番地4
共同処理する事務	神通碧小学校及び楡原中学校の設置、管理及び教育事務	し尿浄化槽汚泥処理	婦負斎場及び墓地公園の設置、管理及び運営	国民宿舎の設置、管理及び運営	農業共済事業	・介護保険事業 ・介護保険サービス基盤の調査及び研究
財産	公有財産 土地 10246㎡ 建物 5151.38㎡	土地 1024713799.41㎡ 建物 4894.83㎡	土地 74590.35㎡ 建物 860.198㎡	土地 6,089.69㎡ 建物 3,729.31㎡	建物 979.48㎡	土地 748.99㎡ 建物 454.20㎡
	物品 マイクロバス1台 スクールバス1台 外	普通自動車1台 軽四自動車1台 外	軽四自動車1台 外	中型バス2台 マイクロバス1台 ワゴン車2台 外	選別機 外	普通自動車1台
基金		財政調整基金 141,781,000円 施設整備事業基金 111,534,000円	墓地公苑管理基金 9,879,602円			財政調整基金 50,107,776円 介護給付費準備基金 38,493,089円

介護保険関係事業における現況資料：抜粋

事務事業名	現況																																																								
	富山市	6町村（上婦負介護保険事務組合）																																																							
介護保険料の算定	1 保険料基準額（第1号被保険者） 月額4,052円	1 保険料基準額（第1号被保険者） 月額4,095円																																																							
	2 所得段階別保険料額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>割合</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>老齢福祉年金受給者等</td> <td>0.45</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>住民税非課税者（世帯員全員非課税）</td> <td>0.7</td> <td>34,100円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>住民税非課税者</td> <td>基準額</td> <td>48,700円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>住民税課税者（所得額200万円未満）</td> <td>1.25</td> <td>60,800円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>住民税課税者（所得額200万円以上400万円未満）</td> <td>1.5</td> <td>73,000円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>住民税課税者（所得額400万円以上）</td> <td>1.85</td> <td>90,000円</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象者	割合	年額保険料	第1段階	老齢福祉年金受給者等	0.45	21,900円	第2段階	住民税非課税者（世帯員全員非課税）	0.7	34,100円	第3段階	住民税非課税者	基準額	48,700円	第4段階	住民税課税者（所得額200万円未満）	1.25	60,800円	第5段階	住民税課税者（所得額200万円以上400万円未満）	1.5	73,000円	第6段階	住民税課税者（所得額400万円以上）	1.85	90,000円	2 所得段階別保険料額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象者</th> <th>割合</th> <th>年額保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>富山市と同じ</td> <td>0.4</td> <td>19,600円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>富山市と同じ</td> <td>0.7</td> <td>34,300円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>富山市と同じ</td> <td>基準額</td> <td>49,100円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>富山市と同じ</td> <td>1.25</td> <td>61,300円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>（所得額200万円以上250万円未満）</td> <td>1.4</td> <td>68,700円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>（所得額250万円以上）</td> <td>1.7</td> <td>83,400円</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象者	割合	年額保険料	第1段階	富山市と同じ	0.4	19,600円	第2段階	富山市と同じ	0.7	34,300円	第3段階	富山市と同じ	基準額	49,100円	第4段階	富山市と同じ	1.25	61,300円	第5段階	（所得額200万円以上250万円未満）	1.4	68,700円	第6段階	（所得額250万円以上）	1.7
所得段階	対象者	割合	年額保険料																																																						
第1段階	老齢福祉年金受給者等	0.45	21,900円																																																						
第2段階	住民税非課税者（世帯員全員非課税）	0.7	34,100円																																																						
第3段階	住民税非課税者	基準額	48,700円																																																						
第4段階	住民税課税者（所得額200万円未満）	1.25	60,800円																																																						
第5段階	住民税課税者（所得額200万円以上400万円未満）	1.5	73,000円																																																						
第6段階	住民税課税者（所得額400万円以上）	1.85	90,000円																																																						
所得段階	対象者	割合	年額保険料																																																						
第1段階	富山市と同じ	0.4	19,600円																																																						
第2段階	富山市と同じ	0.7	34,300円																																																						
第3段階	富山市と同じ	基準額	49,100円																																																						
第4段階	富山市と同じ	1.25	61,300円																																																						
第5段階	（所得額200万円以上250万円未満）	1.4	68,700円																																																						
第6段階	（所得額250万円以上）	1.7	83,400円																																																						
介護保険料の賦課・徴収事務	普通徴収に係る保険料の納期 年12回 毎月の各翌月5日まで （3月については同月31日まで）	普通徴収に係る保険料の納期 年8回 7月から2月の各月末日まで																																																							

田用水市町村組合、常願寺川右岸水防市町村組合、富山県市町村総合事務組合、富山県市町村会館管理組合 合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、富山県市町村総合事務組合を除き、新市において合併の日に当該組合

参考・ともに65歳以上の夫婦2人暮らしの場合の介護保険料

夫が市民税課税で合計所得金額が200万円未満、妻が市民税非課税の場合  
 → 夫は第4段階、妻は第3段階

夫は第4段階		妻は第3段階																											
<b>現行の保険料</b> 夫については <table border="1"> <tr><td>富山市</td><td>60,800円</td></tr> <tr><td>大沢野町</td><td>61,300円</td></tr> <tr><td>大山町</td><td>61,300円</td></tr> <tr><td>八尾町</td><td>61,300円</td></tr> <tr><td>婦中町</td><td>61,300円</td></tr> <tr><td>山田村</td><td>61,300円</td></tr> <tr><td>細入村</td><td>61,300円</td></tr> </table>	富山市	60,800円	大沢野町	61,300円	大山町	61,300円	八尾町	61,300円	婦中町	61,300円	山田村	61,300円	細入村	61,300円	<b>現行の保険料</b> 妻については <table border="1"> <tr><td>富山市</td><td>48,700円</td></tr> <tr><td>大沢野町</td><td>49,100円</td></tr> <tr><td>大山町</td><td>49,100円</td></tr> <tr><td>八尾町</td><td>49,100円</td></tr> <tr><td>婦中町</td><td>49,100円</td></tr> <tr><td>山田村</td><td>49,100円</td></tr> <tr><td>細入村</td><td>49,100円</td></tr> </table>	富山市	48,700円	大沢野町	49,100円	大山町	49,100円	八尾町	49,100円	婦中町	49,100円	山田村	49,100円	細入村	49,100円
富山市	60,800円																												
大沢野町	61,300円																												
大山町	61,300円																												
八尾町	61,300円																												
婦中町	61,300円																												
山田村	61,300円																												
細入村	61,300円																												
富山市	48,700円																												
大沢野町	49,100円																												
大山町	49,100円																												
八尾町	49,100円																												
婦中町	49,100円																												
山田村	49,100円																												
細入村	49,100円																												
↓ <b>平成17年4月からの介護保険料</b> 60,800円（見込み）	↓ <b>平成17年4月からの介護保険料</b> 48,700円（見込み）																												

子供夫婦と暮らしている場合の介護保険料  
 世帯が市民税課税で、65歳以上の夫婦がともに市民税非課税の場合の介護保険料は、夫も妻も各々48,700円（見込み）となります。

に加入する。  
**共同設置及び事務委託**  
 (1) 富山県町村公平委員会 合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において新たな公平委員会を設置する。なお、同委員会の構成等は、類似都市を参考に新たに定める。  
 (2) 非常勤の職員の公務災害補償に係る認定及び審査に関する事務の委託 現行のとおり新市において富山県に委託する。  
 (3) 証明書等の交付等に関する事務の委託 現行のとおり新市において市町村が相互に委託する。  
**土地開発公社**  
 富山市土地開発公社、八尾町土地開発公社、婦

【委員から出された意見等】  
 「新市の行政組織」に関する協議を早めて欲しいとの要望が出されたことを受け、新市の名称等検討委員会にも諮りながら、5月中旬には、その概要をお示しできるよう努める旨の説明がありました。

**報告**  
 ● 事務事業一元化の調整結果について  
 平成16年4月22日現在の進捗状況として、約95%の事務事業が協議済みである旨報告されました。  
**介護保険料の減免・徴収猶予** 現行のとおり新市に引き継ぐ。  
**介護保険料の算定** 合併時に富山市の例により統合する。なお、平成18年度以降の保険料は、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。  
**介護保険料の賦課・徴収事務** 合併時に6町村の例により統合する。  
**市に引き継ぐ。**

中町土地開発公社 合併時までに統合する。なお、新市の土地開発公社は、富山市土地開発公社を存続させる方向で協議する。  
 ● 協定項目14「使用料・手数料等の取扱い（その3）」について  
 市町村官施設について、「原則として、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、同一又は類似施設の使用料等は、施設の規模、実態等を考慮しながら、合併後再編する。」という調整方針が承認されました。  
 ● 協定項目20「介護保険事業の取扱い」について  
 3項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。  
**介護保険料の算定** 合併時に富山市の例により統合する。なお、平成18年度以降の保険料は、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。  
**介護保険料の賦課・徴収事務** 合併時に6町村の例により統合する。  
**市に引き継ぐ。**

## 第3回新市の名称等検討委員会

3月10日(水) 富山国際会議場で開催

出席委員 = 10人

新市の事務所の位置

「富山市新桜町7番38号 現富山市役所に置く」ことで合意し、第12回合併協議会に報告することが確認されました。

【委員から出された意見等】

住民の視点で、その利便性を最重点に考えるとともに、行政も機動力が最大限に発揮できる場所、施設自体の収容能力等も考慮する必要がある。

誰もが納得できる場所である。

法に定められている趣旨に合致している。

その他 確認された事項

新庁舎建設について、現在協議されている新市建設計画にはその構想は盛り込まれていないことが確認

されました。また、既存市町村庁舎は、総合行政センター等に有効活用する方向で協議されていることも確認されました。

庁舎機能については、『合併協議会設立時の確認書』の趣旨に沿って、「分庁方式は採用せず、本庁方式を基準に今後の協議を進める」ことが確認されました。

(用語説明)

ア. 本庁方式：行政機能を1つの庁舎(本庁)に集約する、又は、既存の市町村庁舎に住民に密着した事務などを担う支所(総合行政センターなど)を設置し対応する方式。

イ. 分庁方式：既存の市町村庁舎ごとに、行政機能を部門ごとに振り分けて対応する方式。

参考資料：構成7市町村庁舎等の概要

	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
事務所の位置	新桜町7番38号	高内333番地	上滝525番地	福島151番地	速星754番地	湯780番地	楡原1088番地	
本庁舎の概要	敷地面積	13,616.41㎡	13,015.56㎡	2,356.99㎡	9,160.99㎡	14,079.38㎡	4,262.00㎡	
	延床面積	43,471.32㎡	5,603.80㎡	2,063.77㎡	3,985.68㎡	7,902.00㎡	1,627.00㎡	
	駐車場収容台数	350台	153台	163台	249台	234台	16台	79台
	構造	鉄筋コンクリート 地下2階・地上8階	鉄筋コンクリート 地下1階・地上5階	鉄筋コンクリート 地下1階・地上3階	鉄筋コンクリート 本館2階・別館3階	本館：鉄筋コンクリート5階 別館：鉄骨造3階	鉄筋コンクリート 4階	鉄筋コンクリート 3階
	建築	平成4年	昭和48年	昭和33年	本館：昭和33年 別館：昭和56年	本館：昭和57年 別館：平成4年	平成14年改築	昭和47年竣工
交通	JR北陸本線 富山駅徒歩7分	JR高山本線 笹津駅徒歩30分	富山地方鉄道 上滝駅徒歩3分	JR高山本線 越中八尾駅 徒歩8分	JR高山本線 速星駅徒歩4分	富山地鉄バス終点	JR高山本線 楡原駅徒歩1分	
他の官公署	富山財務事務所 富山税務署 富山労働基準監督署 富山社会保険事務所 富山公共職業安定所 ほか							
	富山県庁ほか	大沢野警察署	有峰少年自然の家	八尾警察署	畜産試験場			



協議会や策定委員会の会議内容は、協議会ホームページで紹介しています。  
会議資料等を希望される方は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

合併に関するご意見・ご質問があれば、事務局までご連絡ください。

富山地域合併協議会事務局

〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL076-431-3422 FAX076-431-3423

ホームページアドレス <http://ww2.ctt.ne.jp/tgpi-01/>

Eメールアドレス [tgpi-13@pe.ctt.ne.jp](mailto:tgpi-13@pe.ctt.ne.jp)

再生紙と大豆油インキを使用し、環境にやさしい「水なし印刷」を採用しています。

